

はい。

非常勤だったらどうかと。吉井先生はどない言われましたか。

これは池島先生から連絡をお願いしたんですが、最後までお返事いただけなかったです。承諾のお返事いただけなかったです。

それに対して返事がなかったということですか。回答について、こうこうこういう理由でそれは非常勤の講師になれないと、こういうようなことじゃないんですね。

はい、回答自体がなかったということです。

原告代理人

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

先ほども見られたかもしれませんが、甲5の「特任教員任用資料」とありまして、原告の名前がありまして、甲6、甲7も同じく原告作成のものですけども、これを事務局から先生が受け取られたということですね。

(うなづく)

そこからカリキュラム委員会に、授業担当計画を回したという流れですか。

はい。

最初にこれを受け取られたときの印象というのは、どういったものですか。

印象って何でしょうか。

例えば、これを見たときに、問題があるんじゃないかと最初に思いましたか。

いえ、そのようなことは思いませんでした。

カリキュラム委員会に回す前に、先生御自身で一通り目を通されましたか。

目を通しました。

その段階では問題あると思わなかったんですね。

あるとは思わなかったです。

その後、カリキュラム委員会の報告を受けたということですがけれども、先ほどの池島先生からのお話では、カリキュラム委員会の総意として、原告の授

業担当計画が認め難いという話を報告したときに、井形先生は特に何もおっしゃらなかったというふうな話があったかと思うんですけれども、それは事実ですか。

事実です。

なぜとか、疑問を持ったりとか、驚きとか、そういうものはなかったですか。

ございませんでした。

甲第11号証を示す

先ほど、カリキュラム検討委員会の総意という部分を、原告の研究室に報告しに行った話がありましたけれども、そのときに、先ほど先生は、原告が、出せやと、出したら通るといような話をしたとあったんですけれども。例えば、甲11の48ページ上から9行目の「吉井」と書いてるところで、「推薦委員会にだしていただいて、僕が何か欠落してる要因があるかどうかちゅうのが明確になれば、その一、僕が認められへんだけの話やんか。」と、そういう話があったりとか、真ん中辺で、「吉井」、「うーん、つらからうが、その一、僕としては、この大学で10数年、一生懸命」、「大学と学生へのサービスをやってきたつもりやから、それに恥じる行動はしていないつもりやしね、だから、それで落とされるんだったら、落とされるでいいじゃないの。僕は別に恥じることはしてないし、それは全くいいですわ。」とあるんですけど、この発言を見ると、先ほどの先生の発言とちょっと矛盾すると思うんですけど。

矛盾しません。

しませんか。

はい。

先ほどの先生の話では、原告は、出せば通ると言いましたと、でも、ここの記載は、出して落ちるならそれでいいじゃないかという発言をしてると、ちょっと違いますよね。

推薦委員会に出して落とされるならそれでいいと言っているんですね。先生は、出せば通るんやと原告が言ったと話をされてましたけど、通るってどういう意味ですか。

でも、落とされてもいいじゃないかということは通る場合も想定されてるわけでしょう。これが正しいのであればですが。

答えになってないですよ。

いえ、それが正しいのであればですが、通るということも想定されると、僕は理解しました。

言葉の議論をしても仕方ないんですけど、さっき先生がおっしゃってた、原告の出せば通るといった発言は、通る可能性もあるというぐらいの意味合いで原告が言ったということですか。

そうです。

通ると断言して言った話じゃないんですね。

断言なんか、私、してませんが。断言は撤回します。断言はしてません。通るというふうにはおっしゃいました。

原告が通ると言ったんですか。

出せばいいやないか、出せやということをおっしゃいました。

出せや、だけだったら私も聞き流すつもりだったんですが、出せば通るんやという話を原告が言ったと。

出せば通ると言いましたか、じゃ、間違いました。そこは間違いです。そんなこと言ってないですね。

被告ら代理人

主語が分からないので、今の話は、原告が言ったかどうかということでの疑問ですよ、先生。そののところ、ちゃんと聞いてもらわないと。

原告代理人

先ほどの主尋問では、原告が、とにかく出せやと、出せば通ると言ったとい

うふうに先ほど先生がおっしゃったと、原告の発言の紹介としてね。

出せばいいやん、というふうに言ったということです。

そういう意味ですね。

そうです、出せばいいやん、です。

原告が、まるで提出すれば必ず通るような発言を、ずっと主張していたという意味ではないんですね。

……………そういう発言はしてません。

(以上 真鍋 佳代)

先生のほうが原告のほうに、原告の授業担当科目について、カリキュラム委員会として不要、若しくは必要度が低いという結論になりましたという話を持っていったわけですけども、先ほど主尋問の中で、じゃ、代わりの科目を、例えば修正しませんかとか、ほかにどういう科目を持てますかとか、そういう話はしていないということでしたよね。

はい。

その理由として、言える雰囲気じゃなかったということですか。

はい。

じゃ、日を改めて、もう一度行って、担当科目を変えたら計画立てれるかもしれないよと、御検討いただけませんかという話はしましたか。

してません。

しようと思わなかったですか。

思わなかったです。

なぜですか。

その日は徳永委員長のところへ事前協議するということで結論が出ますんで。

その日じゃなくて、その後の話。その場の雰囲気が言えることじゃなかったら、日を改めたら、また言えるようになったんじゃないですかとい

うことです。

なかったです。

言おうと思わなかったんですか。

思える雰囲気でない状態が続いてました。

メールなんかでも送れませんでしたか。

メールを御覧になっていただければ、それ、送れる内容じゃございません。

雰囲気じゃないという言葉がちょっと分かりにくいんだけど、もう一度具体的に、なぜ言えなかったのかっていうのは、原告がかなり憤ってたということですか。

そう感じました。

でも、ひたすら辞退を求めるほうが余計、原告が怒るんじゃないですか。

.....

代替案を出すほうが、より原告の特任教員に選ばれたいという希望があるんだから、その可能性がある方向を一緒に探るほうが原告の気持ちが収まるんじゃないですか。

気持ちが分からないです。

先生が辞退しろの一点張りだったから、原告が怒ったんじゃないんですか。

一点張りではないです。

違うんですか。

違います。

先ほど主尋問では、そういう話だったと思うんですけど、違いますか。

一点張りということではございません。

でも、辞退してくださいっていう話を最終的には、先生としては貫き通したんですよね。

貫き通してません。それだと、徳永推薦委員長にも行けませんので。

甲第11号証の48ページ、最後から4行目で、井形先生が、「ほんなら、まあ、一回あげれるよう努力してみますので。」と書いてるんですけど、このような発言はされたんですか。

あったかどうか自信ありません。あったかもしれません。

具体的に徳永学長に、原告の特任教員の申請を何とか推薦委員会に上げたいと、上げれるようにという何か配慮は特別されましたか。

徳永委員長には状況を説明して、そのアドバイスを求めたという形です。

だけですかね。

はい。

原告の申請に対して、推薦委員会が開かれるように何らかの配慮をしたということはないんですね。

配慮って何でしょうか。

無事にその手続が進められるように、計らいをしたということはないんですね。

ですから、徳永学長に相談したというのが配慮になりますか。

徳永学長にはどのように説明したんですか。

今申しましたいきさつです。吉井氏からの特任申請が出て、それ以降、カリキュラム委員会、それから吉井氏との対応という一連のことを相談しました。

どれぐらいの時間、説明しましたか。

明確ではございませんが、副学長が同席してたと思うんですが、15分から30分程度じゃなかったかと記憶します。

そのときに、書類上の不備があるという説明をされたんですね。

説明はそうのようにいたしました。

不備という言葉の意味ですけど、書類が足りないとか、記入漏れがあるとか、

そういう説明はしてないんですね。

そういう説明はしてません。

じゃ、不備って何なのですかというふうに、学長から質問はなかったですか。

つまり授業計画がカリキュラム検討委員会で、了解、承認できない内容であるということです。

それを先生は書類上の不備という説明を加えてしたわけですか。

加えてません。それを書類上の不備と我々は呼んでました。

学長に申請書類とか原告が作成した申請関係の書類を見せたりはしましたか。

見せてございません。

甲第1号証を示す

第9条の③「学部長は教務委員長および対象者と協議の上」とあるんですけども、先生の見解、先ほど、この原告とのやり取りは協議をしたというふうな考えなんですかね。

どこでしょうか。

「学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。」とありますけども、協議をしろと書いてるわけでしょう。

はい。

先生は協議をしたんですか。

はい、対象者とは協議しました。

原告とですか。

はい。

ただ、辞退しろとしか言っていないのは、これ、協議と言えるんですか。

その前の9月28日の教授会で出された提出書類を中心に、カリキュラム検討委員会で検討審議していただきたいということを教授会メンバー全員の前で申しました。ですから、そのカリキュラム検討委員会のメンバーの判断も、ここでは協議に入ってると理解してます。

そんな規定はここに書いてないでしょう。カリキュラム委員会って、どこに書いてますか。

カリキュラム委員会は書いてございません。

「対象者と協議」と書いてるんだけど、対象者と協議したんですかということに対する答えなんですよ。

はい、協議しました。

それは先ほどの協議とおっしゃるんですか。

そうです。

原告が、それでも辞退をしないと言い続けたわけでしょう。

そうですね。

違うんですか。辞退すると言ったんですか。

言い続けたというのは毎日何も連絡取ってませんので。

原告の要求は一貫して変わってなかったんでしょう。

そういう意味では、そうです。

それに対して、このような規定もあるわけですから、申請できるようにしようと、専任推薦委員会開けるようにしようという努力は何かなさいましたか。

はい。ですから、先ほど申しましたように、学長に事前に協議、行ったというのがその一つの方法です。

不備があるという報告をしてるんだから、原告との間で不備がないような形に、もう一度申請書類を直そうとかいう話はされなかったんですか。

はい。ですから先ほど申しましたが、とてもそういう話ができる雰囲気、取りつく島もない状況でございました。

カリキュラム委員会の総意として報告を受けたものに関しては、先生もそれはごもつともだというふうに同意、その当時はしたわけですか。

はい、そうです。

そこに疑問とかおかしいんじゃないかという考えはなかったんですか。

ございませんでした。

先ほどの私からの質問に、最初は甲5号証ないし甲7号証を見たときに、特段問題は感じなかったんだけど、カリキュラム委員会から問題があると指摘されて、特に疑問の余地もなく、ああ、そうだと思ったわけですか。

はい。予断を持って進めるとまずいと思いました。ですから、私が見た感じでは、ないかなと思って出したつもりでした。

甲第14号証を示す

10ページの真ん中ら辺に、山田先生の質問がありまして、「学部長」と、「はい」と先生が答えて、「あの、さっきあの書類上の不備でということでした。」と、「その書類上の不備という内容をちょっと説明しておいていただけませんか。」ということに対して、これが2012年11月16日の教授会の。

教授会の資料、こんなもん出てるんですか。

初めて見ましたか。

これは認められてないんですか。

提出された証拠見てないですか。

見てません。

一応、先生も被告だから、当事者なんですけど、あんまり証拠見てないですね。

いや、これ、今具体的に、すみません、じゃ、ちょっと見落としたかもしれませんが、はい、大丈夫です。

けっこう分厚いんですけど、あんまり聞いても。

ああ、結構です。

山田先生から書類上の不備ということの説明していただけませんかと質問があったのは覚えてますか。

はい、あったかもしれませんが。

先生が一生懸命答えてるんだけど、11ページの上から2行目でも、「いや、書類上の不備だから何か書類に不備があってというところなんだろうからと聞いているんですけどね」という項が上がってるんで、ちょっとそれがまともに答えた答えが見当たらないんですけど。

いや、答えたつもりですよ。

一生懸命、先生のほうとして、原告の特任教員の申請を辞退させようとしてたように見れるんですけど。

いえ、そんなことしてません。

辞退させようとしてたじゃないですか。

いや、結果を受けて言っただけで、最初からじゃございません。結果を受けても何でもいいですけど、辞退を勧めましたよね。

はい。

その一番の理由は何ですか。

学部のカリキュラム委員会が認められないというのを、そのままの形で、ほかの委員会で審議はあり得ないと考えてましたからです。カリキュラム委員会の科目のどうのこうのっていうのは、それは実質の話だから、後に教授会で議論したらいいとは思わなかったんですか。

カリキュラム委員会の、じゃ、意見に沿わないんだけど、教授会に出すということですか。

例えば、そういう話を選択したりしなかったですか。

いや、そんなん考えてませんでした。

カリキュラム委員会の判断は絶対なんですか。

絶対と思いません。

先生は職務上、学部長は授業計画を特任教員推薦委員会に提出すると規定されているにもかかわらず、それを提出できるように、原告に対して科目の修正しませんかとか、そういう働き掛けはすべきだとは思わなかったんですね。

思いました。

何でやらなかったの。

同じことです。吉井氏の場合、取りつく島がなかったんです。  
それだけが理由ですか。

はい。

先生、学部長でしょう。

はい。

役職上は原告より上の立場でしょう。

役職上はね。

原告に物言えないんですか。

いや、物は言ってます。言うことを聞いてくれないんです。固執されるんです。

被告ら代理人

甲第14号証を示す

なぜ、これが出たのかというふうな話なんだけど、この教授会の録音は各教授が勝手にできるといような取扱いですか。

違います。

ということは、原告さんは勝手に黙って録音してたと、こういうことになりますか。

はい、そういうことになると思います。

甲第1号証を示す

これも法的なことだから、ちょっと聞いてもどうかと思うんだけど、甲1号証の先ほどの「教務委員長および対象者と協議の上、授業計画を推薦委員会に提出する。」ということだけど、考え方として、協議をしたけれども、推薦委員会が受け付けてくれなかったという考え方と、協議そのものが成立していないということで提出できないという両方の考え方があるんだけど、